

監査公表第 15 号（令和 6 年 5 月 24 日、県公報第 498 号登載）  
警察本部関係機関定期監査の結果に基づく措置通知（令和 5 年度）

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 9 項の規定により報告した警察本部関係機関定期監査の結果（令和 6 年 3 月 26 日 5 監総第 936 号）に基づき、公安委員会から措置を講じた旨の通知があったので、同条第 14 項の規定により、次のとおり公表する。

令和 6 年 5 月 24 日

福岡県監査委員	塩川正一
同	世利洋介
同	森行一
同	大島道人

福岡公委発第315号  
令和6年4月18日

福岡県監査委員 塩川正一殿  
同 世利洋介殿  
同 森行一殿  
同 大島道人殿

福岡県公安委員会

監査の結果に係る措置について（通知）

令和6年3月26日5監総第936号の監査結果の報告に基づき、次のとおり講じた措置について、通知します。

注意事項

対象機関の 属する部局名	監査の結果	講じた措置の内容
警察本部	産業廃棄物収集運搬業務請負契約の支出科目について、通信運搬費（11節01）とすべきところ、委託料（12節）としていた。	<p>本件の原因は、担当者及び上司が、産業廃棄物収集運搬業務請負契約における支出科目が同処分業務と同じ「委託料」とであると誤認していたことによる。</p> <p>今後は、同種事案を防止するため、担当者に財務規則や会計管理局が作成した会計事務問答集等の確認を徹底させ、支出科目が不明な場合、制度所管課へ確認させることとした。</p> <p>また、決裁時において、上司に細部までの確認を行わせるとともに、所属全体の進捗状況を共有できる支払計画表を日々確認し、支出科目が適正であるか点検させることとした。</p> <p>さらに、警察本部から、本件及び同様の誤りの内容や再発防止に向けた取組について、全所属宛てに文書を発出し、周知徹底を図った。</p>